税理士法人チェスター _{監修} 円満相続を応援する税理士の会 著 株式会社エッサム _{編集協力}

はじめに

相続が発生してからではできることも限られる

相続税制の改正で基礎控除の額が引き下げられたため、かつては相続税の対象外だった人た

ちにも、相続税がかかるようになりました。

国税庁の統計では、納税対象者数は改正前の1・8倍になっており、特に不動産価格の高い

都市部では、約1割の人が対象になりました。

近ごろは土地の有効活用についての広告も増えていますが、これも、相続対策として熱い関

心が寄せられている表れでしょう。

「相続税はもうお金持ちだけにかかる税金ではなく、一般的なものとなってしまった」といえ

るでしょう。

実際に相続が発生してしまい、何とか節税しようと考えても、とれる策は限られてきます。

また、申告まで10か月という限られた期間で、何とか節税できる方策を見つけ出さなければ

なりません。

も往々にしてあります。 終わってからのことが多く、場合によっては申告期限までわずか半年程度しかないということ か?」とご遺族の方たちがご相談にいらっしゃるのは、たいてい、お葬式や四十九日の法要が 私たちのような専門家のところへ「実は相続税がかかるのですが、何とかならないでしょう

その短い期間に、財産の洗い出しをし、遺産分割の協議、それから節税までとなると、私た

ち専門家でも大変な労力を必要とします。

かった」「あれもできた」などと、後悔するご遺族も少なくありません。結果的に、あまり節税ができず、財産をお持ちの方が生きているうちに「こうしておけばよ

事例と解説で相続税の節税の理解を深める

行えるさまざまな相続税対策を提案していきます。で節税につながるよう土地の整理をおこなうなど、財産を持っている人が、生きているうちにそこで本書は、将来の相続を見据えながら、贈与でキャッシュを減らしたり、不動産の活用

りうるかを事例形式で紹介し、その悩みやトラブルの予防策・事後策にどのようなものがある かを理解していただけるような作りにしています。 各パートの前半では、私たちがご相談を受けた中から、相続でどんな悩みやトラブルが起こ

それら事例に加え、パートの後半は解説編として、より詳しく贈与や相続に関する税制、特

例などを解説し、なぜそのような節税が可能かを深く理解していただけるようにしています。

「自身の財産を、なるべく多く、次世代に残してあげたい」

多くのみなさんが、そう考え、私たちのところへ相談にいらっしゃいます。

に「今、何をすればいいか」について、具体的なアプローチをおこなえるようまとめたつもり そういったみなさんの願い、思いに応えるべく、本書を読まれた方が、相続税を減らすため

です。

果が高いかたちで乗り越えていけるでしょう。 どれでも、できることから始めていただければ、それだけ相続をスムーズに、そして節税効

本書がみなさまのお役に立ち、円満な相続を迎えられることを心よりのぞんでおります。

2017年2月吉日 円満相続を応援する税理士の会

はじめに

相続税がかかる人は

生前贈与と節税対策金融資産が多めの人の

♥┃ 子どもたちに贈与を辞退されてしまった!	解め、相続税がかからない財産で、キャッシュを減らそう	解り、収益不動産を子どもに贈与し収益を生む資産を切り離す	解決ついのすみかを購入し、非課税枠内で妻に贈る	解決 結婚式とその後の出産・子育て資金をまとめて贈与する	解決住宅資金と教育資金の一括贈与の特例を賢く使う	解
52	50 48	離す 46 44	42 40	する	34 32	コツコツ渡す…30 28

: 54

解決一時払い終身保険に入って、「課税されない額」を増やする

∭1-9→生命保険の非課税枠を利用する

解説 01 10
7
꿏
2
Ĺ
い
3
7
9
10
刄
支え
<u>E</u>
个新
不動産に
焅
اب جھ
炒ラ
スプ
ر جد
かノ
± 11
型
点点
2
る
:
88

	解説〉田舎なので子どもに自宅を継いでもらえそうもない	解2、土地の売却で増えたキャッシュを何とかしたい	解し、新たな不動産を扱いかねて ***********************************	土地の評価と活用で大きく節税不動産が多じ人は
106 104	102 100	98 96	94 92	

1)4 1)2 120 124 120 110 110 114 112 110 100	■ 02-05 →小規模宅地等の特例① 自宅にしている土地(特定居住用)	№0-04→建物の相続税評価額はどうなっている?	№0-03>土地を利用する権利と評価額の関係を理解する	№0-02>土地の利便性と評価額を理解する	■ 12-01 → 相続財産の申告では「土地の価額算定」が重要	解決 農業を継承すれば、納税が猶予される で定年後に実家の農家を継ぐべきかどうか である。 「おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	解決 広大地評価を適用できるか、まずはチェック!	解じ、放置していた土地が意外に高い
	134	132	128	124	120	118 116	114 112	110 108

: 138

| 相続財産の分割 | 相続財産の分割 | 相続財産の分割 | 相続財産の分割 | 相続財産の分割 | 日 につはココが難しい?

150

147

142

02

土地の権利が古いままで売却できない

分ける資産が少なく、等分にできない

155 154

こうすれば解決生前の遺産分割の話し合いでトラブル回避

03

158 158

解説 03 - 03	解説 03 02	解説 03 01	08	07	06	05	04
20-03~本人の死後に財産を洗い出す方法 74	■ 13-02 → 遺産分割には三つの方法がある		ほうすれば解決 調停なら、客観的な目で相続を見直せる	こうすれば解決 兄弟に遺留分の減殺請求をする	こうすればよかった 公証役場で、遺言を保証してもらおう	にうすればよかった 遺言書では渡す財産と相手を特定しておく	でうすればよかった。二次相続を考慮しながら、最初の相続を進めよう

で とは ?		
1	204 200 194 191 186 183 181 1	78

円満相続を応援する税理士の会 ※

| 付 録 | 相続税額の早見表と贈与税の速算表

編集協力/松下喜代子本文デザイン&DTP/辻井知(SOMEHOW)本文イラスト/石井達哉

P ROLOGUE

相続税がかかる人は こんな人



? 私の財産に相続税はかかるの?

相続税は基本的に、相続した財産で換金できるものすべてが対象となります。

続財産の額が基礎控除の範囲内におさまっていたからです。らです。これを相続税の基礎控除といいます。前の相続で相続税を払わないで済んだ人は、相う。そのわけは、相続財産のうち一定の金額については、税を課さない決まりになっているかしかし、「親から相続を受けたときには、課税などされなかったが?」と思った人も多いでしょ

ました。 からです。このため、以前は課税されなかった額の財産にも、相続税が課せられるようになり きく引き下げられました。国の立場からすれば、課税対象者が増え、国庫に入る税金が増える 基礎控除額は相続税の改正ごとに変わっており、平成27年1月1日以降の相続ではこれが大

す対策を講じたりするなど、今から手を打っていくことです。合は「納税用の資金がいくら必要か」といった情報を将来の相続人と共有したり、税額を減ら相続税対策で大切なのは、将来あなたの財産に相続税がかかるかどうかを判断し、かかる場

PROLOGUE 相続税がかかる人はこんな人

相続税の基礎控除とその計算法

相続財産

基礎控除

税金がかからない

この分に課税される

相続財産の額が 基礎控除の枠内なら 相続税はかかりません

基礎控除の計算法 3000万円+(600万円×法定相続人の数)

	法定相続人の数	考え方	基礎控除額
1	配偶者のみ、血縁の相続人無し 配偶者無し、血縁の相続人1人	3000万円 600万円	3600万円
2 人	配偶者+血縁の相続人1人 配偶者無し、血縁の相続人2人	3000万円 600万円	4200万円
3 人	配偶者+血縁の相続人2人 配偶者無し、血縁の相続人3人	3000万円 600万円 600万円	4800万円
4 人	配偶者+血縁の相続人3人 配偶者無し、血縁の相続人4人	3000万円 600万円 600万円 600万円	5400万円
5 人	配偶者+血縁の相続人4人 配偶者無し、血縁の相続人5人	3000万円 600万円 600万円 600万円 600万円 600万円	6000万円



誰が相続できる?

のです。たとえば、あなたが遺言で法定相続人でない人たちにも財産を遺す予定であっても、となる』と民法で定めている間柄の人」という意味で、実際に財産を相続する人とは、別のもはあなたの法定相続人の数を把握する必要があります。この法定相続人というのは、「『相続人1パージの図にあるように基礎控除の額は、法定相続人の数で決まります。ですから、まず

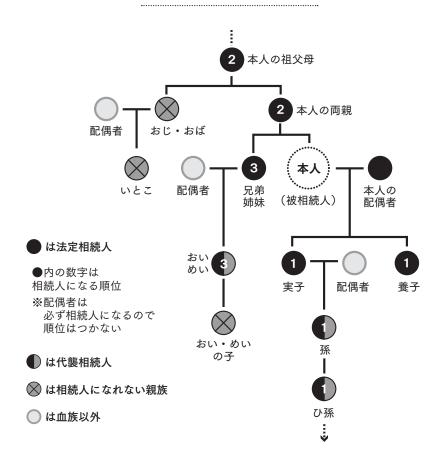
縁関係だと法定相続人には入りません。まず、配偶者は常に相続人となります。ただし、法的に結婚しているという条件があり、

内

その人数は含めないで計算します。

ロ人として計算することになります。第三順位より遠い縁者しかいない場合は、法定相続人をゼの人が、第一順位も第二順位もいない場合には、第三順位(傍系血族=兄弟姉妹あるいはその祖先)の人がは定相続人になります。第三順位は、第三順位(直系尊属=親あるいはその祖先)の人がいない場合は第二順位(直系尊属=親あるいはその祖先)の人がいない場合は第二順位(直系尊属=親あるいはその祖先)の人がはたのいては、血縁関係に応じて、相続人になる順位が決まっています。第一順位(直

法定相続人と代襲相続人





(?^) どんな財産が課税されるの?

相続税がかかる財産は、現金や預貯金、有価証券、貴金属・宝石や骨董、土地・家屋などの

ほか、貸付金、特許権や著作権などの経済的価値があるもの、つまり、金銭に見積もることが

ありませんが課税の対象になります。 や死亡保険金のうち、積立金や保険料を亡くなった人が生前に負担していたものも、全額では 相続に回す財産を見積もる際、忘れがちですが、死亡後に支払われることになる死亡退職金 できるすべてのものが対象になります。

ん。 なる財産もあります。墓地や神像・仏像など、日常的に礼拝している宗教物には課税されませ 一方、債務については、マイナスの財産として差し引くことができます。相続税の対象外と 宗教・慈善・学術など、公益事業に使ってもらう目的で遺す財産も、 対象外です。

PROLOGUE 相続税がかかる人は こんな人

資産の見積もり表

			 : 1	- :	- 1	 :	:	
		銀行						円
		銀行						円
	預金	銀行						円
	現金	銀行						円
		銀行						円
		現金						円
	1 14							円
	土地							円
	建物							円
プラス財産	建初							円
財								円
産	有価 証券							円
								円
								円
	金· 投資 商品							円
								円
								円
								円
	債権							円
								円
相み								円
相続財産	保険							円
産								円
ス 対 産 ナ	債務							円
産ナ	貝伤							円
		計						円



相続税はいくらになりそう?

相続税は、正味の遺産額から基礎控除を除いた後、

法定相続人が法定相続分を相続した

この「相続税の総額」を、実際に相続した人が実際の取り分に応じて分け合う(これを按分と とおりに相続したもの」とみなして、まずは「相続税の総額」を算出します。納税の際には、 いる「遺産の取り分」をいいます。実際の相続人や取り分がそれと異なっていても、「法律の ものとみなして、計算されます。 いいます)かたちになります。この額が今からわかっていれば、将来の相続人は納税用の資金 ▶解説0-02、相続時精算課税 ▶解説0-50の処理や葬式費用の控除など、計算が複雑です。 法定相続分とは、相続人の間で遺産分割の合意ができなかった場合に備えて、民法が定めて 正味の遺産額を出すには、 贈与財産の持ち戻し分の加算

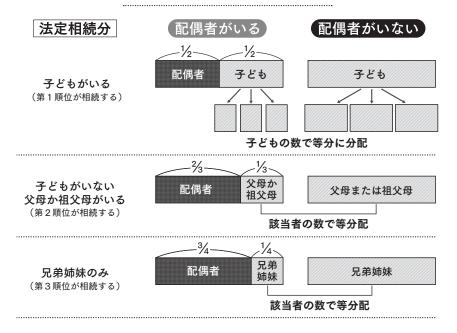
なお、配偶者および一親等の血族を除く相続人は、按分された額に2割を加算された額が課

税されますので、注意が必要です。

をあらかじめ用意しておけます。

PROLOGUE 相続税がかかる人は こんな人

法定相続分と相続税の速算表



相続税の速算表

法定相続分で受け取るお金 ↓	× 税率 ↓	<u>一 控除額</u> ↓
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1 億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6 億円超	55%	7200万円



(?。) どうすれば相続税を抑えられるの?

相続税を節税するには、大きく分けて二つの方法があります。

一つは、相続に回す財産を減らすこと。

税制上の決まりをうまく利用して、財産の評価額を下げる方法があります。前者は金融資産 これには、生前贈与であらかじめ財産を渡してしまうなど、実質的に減らしていく方法と、

PART2で扱います。

の多い人向きで、本書では主にPART1で扱います。後者は不動産が多い人向きで、主に

16~17ページで述べた基礎控除以外にも、相続税にはさまざまな控除があり、配偶者や未成 もう一つは、税制上のさまざまな特例を利用することです。

年、障害者への控除は手厚くなっています。

また、「今住んでいる相続人がその家に住み続けられるように」「今の事業を続けられるよう

に」といった目的で、一定面積以内の宅地や事業地の税額が減額されたり、農地や山林、非上

場株式にかかる納税が猶予されたりします。

PROLOGUE 相続税がかかる人は こんな人

これらの制度を組み合わせることで、相続税の額を圧縮することができます。

相続では大きな財産が動き、税負担は大きなものになります。

また、さまざまな手続きが必要で期限も限られていますから、事務処理にもたいへんな負担

なければなりません。これが、私たちが生前対策を重要視する一番の理由です。

がかかるでしょう。相続人は、家族を失った悲しみのなかで、このような事態に対応していか

ですから、本書を手にした今からこれらの負担を軽くすべく、対策を講じていきましょう。

PART 01

金融資産が多めの人の 生前贈与と節税対策

コツコツ蓄えた私の財産にも 相続税はかかるの?

元会社員のAさんは、8歳。妻と2人の子どもがいます。

東京都下に一戸建ての自宅を持つほか、在職中に貯めた預貯金や退職金など、金融資産があ

わせて5000万円あります。

族に税負担がかかりそうです。 今後の老後資金を差し引いても、 相続に回る財産が相続税の基礎控除額を超え、遺される家

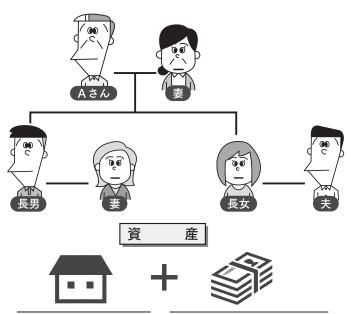
たいと思っています。さて、Aさんはどのような対策をとればいいでしょうか。 せっかく築いた財産です。できれば課税されることなく、すべてを子どもたちに遺してあげ

Aさんの家族構成…Aさん/妻/長男夫婦/長女夫婦

Aさんの資産…不動産:自宅1800万円/金融資産:預貯金5000万円

相続税の基礎控除額…4800万円 減らしたい額…2000万円

基礎控除の枠内におさめたい A さんの場合



不動産:自宅1800万円 金融資産:預貯金5000万円

計6800万円

基礎控除4800万円

2000万円



基礎控除から あふれる 2000 万円を 減らしたい



解・・時間的余裕のある人は、110万円以内の額を毎年コツコツ渡す

Aさんは68歳とまだ年も若く、自身の相続までには少し時間的な余裕がありそうな年齢です。

そんな人には、贈与税の基礎控除内での贈与 **▶解説01-01** がぴったりです。

贈与税には年ごとに110万円の基礎控除があります。相続税と比べると、大きな額ではあ

りませんが、毎年くりかえしこの基礎控除内で贈与していけば、多くの財産を次世代に譲るこ

「贈ったお金は贈与した相手の管理下に置く」などの贈与のルール ▶解説0-02 を守れば、子

とができます。

どもたちに税負担がかかることもありません。

この方法は回数を重ねることで効果が出ますので、早めに開始するのがおすすめです。「相

続税の基礎控除内におさまる額だけ残るように贈与しよう」という想定で、プランを立てても

なお、気前よく贈与しすぎて、老後資金まで譲ってしまわないように。今後の生活に必要な

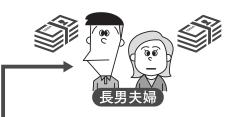
いいかもしれません。

分は、あらかじめ、きちんととり分けておくことも重要です。

全融資産が多めの人の 生前贈与と節税対策



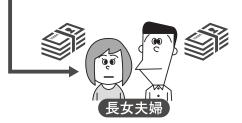
贈与の基礎控除内で毎年渡す





子どもと その配偶者に 基礎控除110万円の 範囲内で贈与

贈与なら それぞれの 配偶者にも 資産を渡せる



5年間で2000万円を贈与し、 相続税の基礎控除内におさめる

事例 2 年年

| 毎年の贈与では効果が出なくて||子どもは||人、孫も||人。

まで減らすには、かなりの時間がかかってしまいそうです。在、一戸建て自宅のほか、金融財産が6000万円ほどありますが、相続税の基礎控除額以下しかし、贈与する相手が少ないため、5年かけてようやく1600万円ほど渡せただけ。現贈与する金額は、基礎控除である110万円の枠内におさまるように注意しています。中堅企業の会社役員だったBさんは、退職を機に、息子夫婦と孫に暦年贈与を始めました。

Bさんの家族構成…Bさん/妻/長男夫婦/孫1人 (賃貸マンションに居住)

「もっと効率よく、息子一家に資産を渡せないものか?」

とBさんは頭を悩ませています。

Bさんの資産…不動産:自宅2500万円/金融資産:預貯金4000万円、株700万円

相続税の基礎控除額…4200万円 減らしたい額…3000万円